

職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働者派遣法に基づく

紛争解決援助制度と調停のご案内

派遣先に雇用される通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との間の不合理な待遇差を解消すること等を目指す

「派遣労働者の**同一労働同一賃金**」

が始まりました（令和2年4月1日～）。

これに関し、派遣労働者と事業主の間に**トラブルの早期解決**を図るため、事業主と労働者との間の紛争を**裁判をせずに解決**する手続き「**行政ADR**（行政による裁判外紛争解決手続）」を整備しています。

具体的には**①都道府県労働局長**による紛争解決の援助（助言・指導・勧告）と**②調停会議**による調停・調停案の作成・受諾勧告の2つがあります。



対象となる紛争

派遣元事業主

- ・ 法第30条の3（派遣先均等・均衡方式）
- ・ 法第30条の4（労使協定方式）
- ・ 法第31条の2第2項（雇入れ時の説明）
- ・ 法第31条の2第3項（派遣時の説明）
- ・ 法第31条の2第4項（派遣労働者から求めがあった場合の説明）
- ・ 法第31条の2第5項（不利益な取扱いの禁止）

派遣先

- ・ 法第40条第2項（業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練の実施）
- ・ 法第40条第3項（給食施設、休憩室及び更衣室の利用の機会の付与）

例えば・・・

- 派遣先の正社員と全く同じように働いているのに処遇が違う。
- 労使協定書どおりに処遇が決まっていない。
- 派遣先にある食堂や休憩室、更衣室を利用できない。

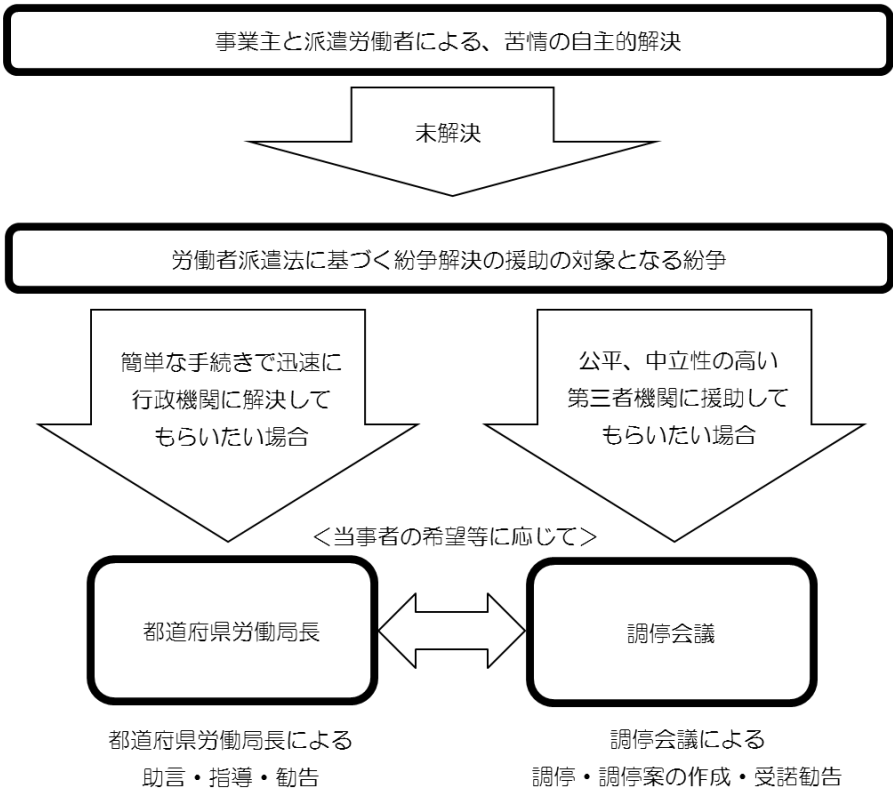
対象とならない紛争

次のような場合には、原則として対象となりません。

- ・ 「労働組合と事業主」の間の紛争や「労働者と労働者」の間の紛争など
- ・ 申立などのあった紛争に関し、確定判決が出されている場合
- ・ 申立などのあった紛争が既に司法的救済に係属している場合
- ・ 申立などのあった紛争が集団的な労使紛争にからんだものである場合
- ・ 申立などのあった紛争に関し、調停に係属し、既に調停案受諾勧告が行われ、当事者双方が調停案を受諾した、または打ち切られた場合【紛争解決の援助の場合】
- ・ 事業主の措置が行われた日、または措置の内容が終了した日から1年以上経過している場合 など

紛争解決の基本的な流れ

～裁判外紛争解決手続（行政ADR）の流れ～



※派遣労働者からの苦情の申し出を受けたときは、派遣元事主と派遣先は苦情の自主的解決を図るよう努めなければなりません。（労働者派遣法第47条の4）

※事案の性質によっては、先行して、都道府県労働局長の行政指導などによる法違反の是正を求めることもあります。（労働者派遣法第48条）

※いずれの場合も、まずは都道府県労働局にご相談ください。

紛争解決制度の特徴

公平・中立性

厳正中立・公正を保ち、法に忠実かつ客観的な立場から援助します。

無料

手続きに費用はかかりません。

互譲性

当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。

プライバシーの保護

関係者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。

簡易・迅速性

時間的、経済的負担がかかる裁判に比べ、手続きが迅速、簡便です。

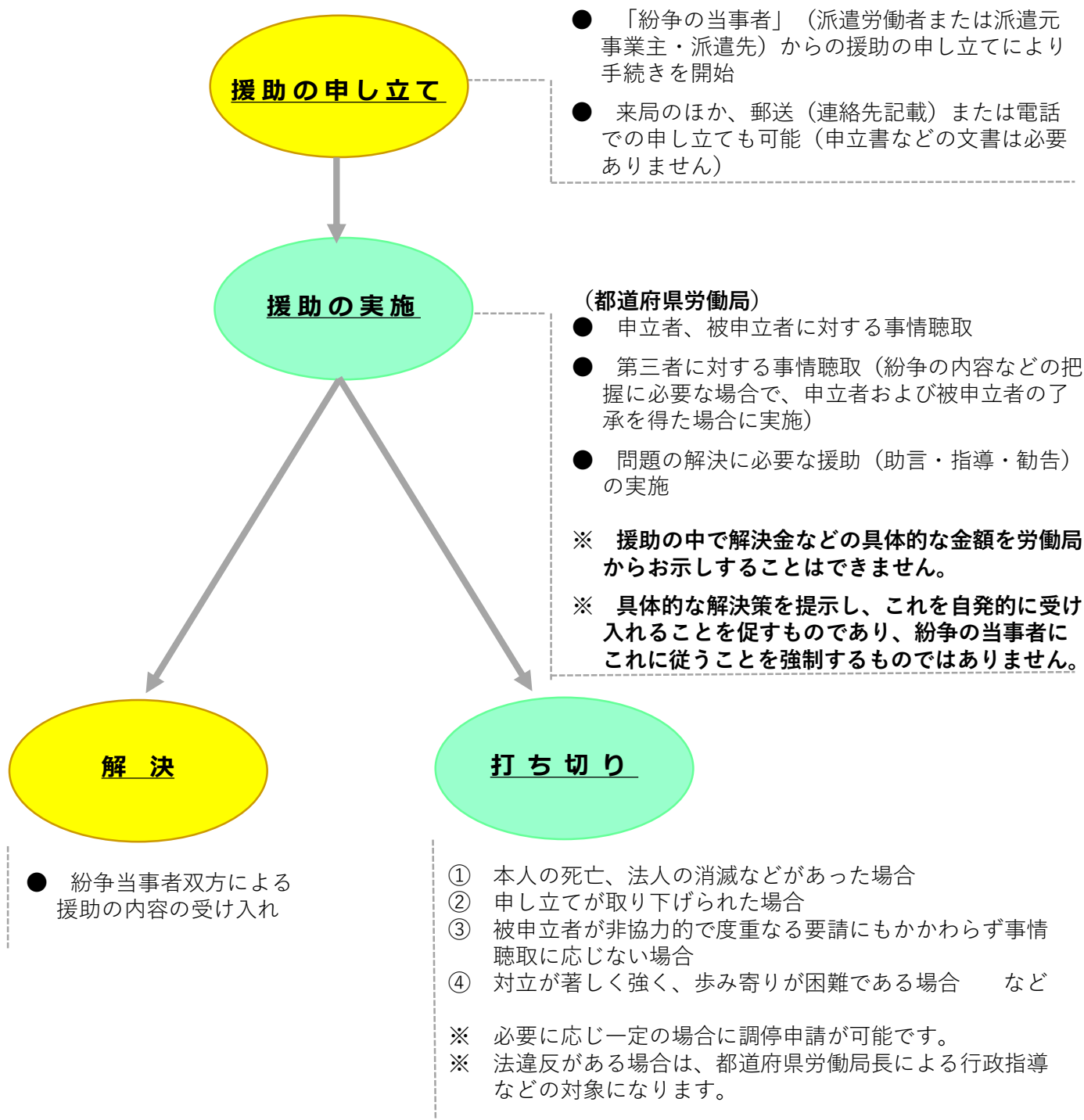
不利益取り扱いの禁止

派遣労働者が都道府県労働局長による援助や調停の申請をしたことを理由として、事業主は、その派遣労働者労働者に対し解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取り扱いをすることを禁止しています。

都道府県労働局長による紛争解決の援助

都道府県労働局長が、派遣労働者と事業主のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って**問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）**することによりトラブルの解決を図る制度です。

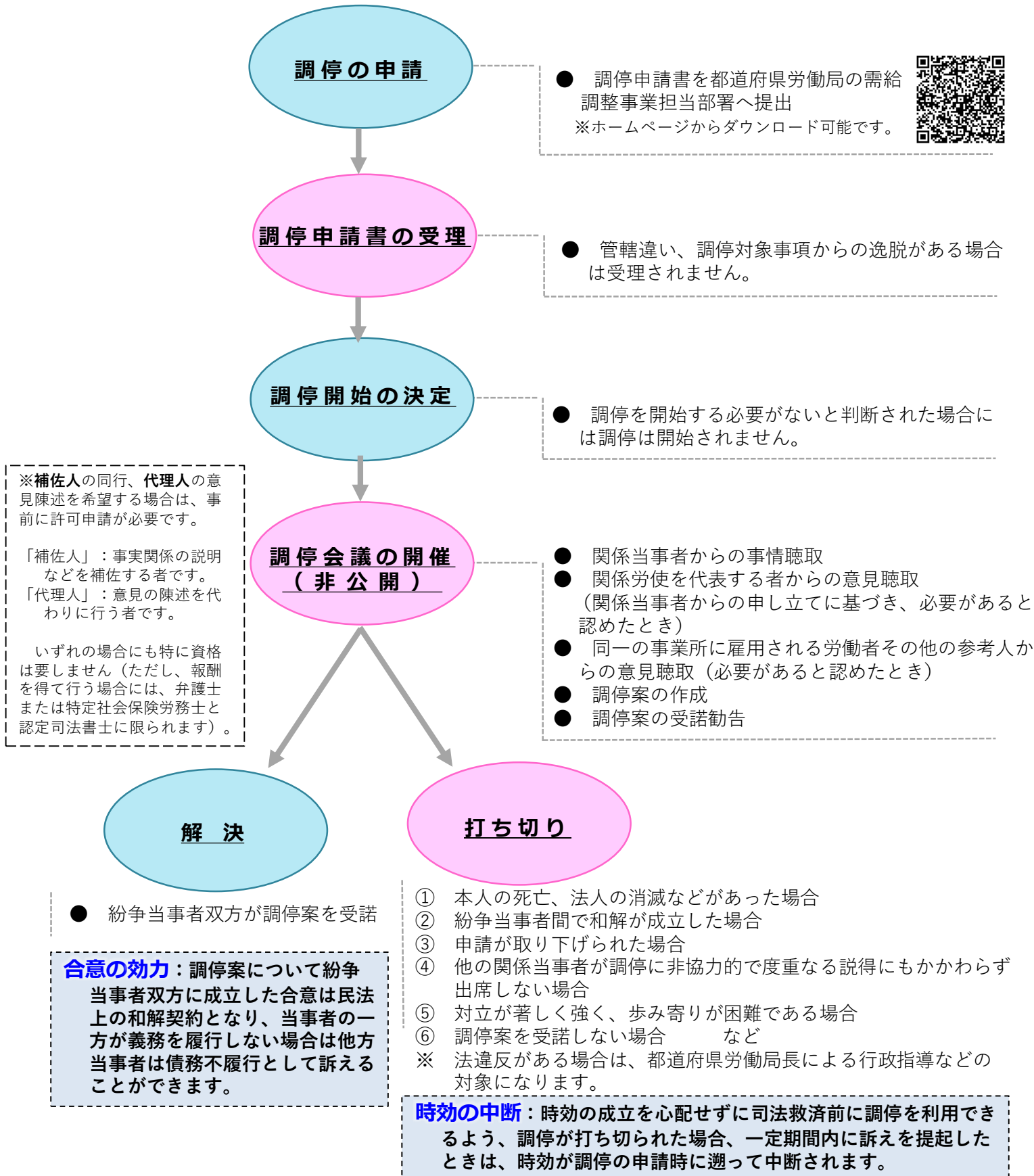
※この制度は、行政機関が行う行政サービスであり、弁護士等による司法上の手続きとは異なります。



調停会議による調停手続きの流れ

調停委員が、当事者である派遣労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、**当事者双方に調停案の受諾を勧告**することにより紛争の解決を図る制度です。

調停は、弁護士や大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家が援助の主体となるため、**高い公平性、中立性、的確性**が期待できます。



都道府県労働局では、

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者のために、無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」（次のページ参照）を設置しています。



Q

相談すると、都道府県労働局はどんなことをしてくれるの？

A

法律の内容についての説明、情報提供などを行います。
また、トラブルなどについて、法律上可能な対応案について説明し、必要に応じて、行政指導などを行ったり、ご希望に応じて紛争解決の援助を実施します。

Q

紛争解決の援助や調停を受けるメリットは？

A

裁判に比べ、手続きが簡単で、解決までの時間も短く、援助を受けるための費用はかかりません。また、非公開で実施するため、プライバシーが保護されます。

Q

法令違反かどうかわからないのですが、紛争解決の援助や調停の対象になりますか。

A

法令に違反することが明らかでない場合であっても、紛争解決の援助や調停の対象になる可能性があります。まずは労働局にご相談ください。

都道府県労働局（特別相談窓口） 問い合わせ先

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	京 都	需給調整事業課	075-241-3225
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	奈 良	需給調整事業室	0742-32-0208
山 形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	島 根	職業安定課	0852-20-7017
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
東 京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	高 知	職業安定課	088-885-6051
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
石 川	需給調整事業室	076-265-4435	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
長 野	需給調整事業室	026-226-0864	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛 知	需給調整事業第二課	052-685-2555	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
三 重	需給調整事業室	059-226-2165			

同一労働同一賃金の制度概要について

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

